

『江談抄』「大納言道明到市買物事」 釈解

——「往代」と「市」をめぐって——

(一) はじめに

『江談抄』の方法を探るにあたって、本文の注解と考察を加えた。ここでは、一一九「大納言道明到市買物事」^①を考察の対象とする。その本文は次のようである。

大納言道明到_レ市買_レ物事。

又被_レ命云。往代人多到_レ市買_レ物。道明與_レ妻同車。到_レ市買_レ物。市中有_二嬭_一。見_二大納言妻_一曰君必為_二大納言妻_一。

次見_二道明_一曰。此人之力歟云々。

川口久雄氏・奈良正一氏校注『江談證注』の〔訓読〕と〔通解〕は次のようである。^②

〔訓読〕

大納言道明市ニ到リテ物ヲ買フ事。

〔江談抄〕「大納言道明到市買物事」 釈解

廣 田 收

マタ命セラレテ云ハク、「往代人多クハ市ニ到リテ物ヲ買フ。道明妻ト同車シテ、市ニ到リテ物ヲ買フ。市ノ中ニ_二嬭_一アリ。大納言ノ妻ヲ見テ曰ハク、「君ハ必ズ大納言ノ妻トナラム。」トイフ。次ニ道明ヲ見テ曰ハク、「ゴノ人ノ力カ。」ト云々。」トイヘリ。

〔通解〕

大納言道明が市にいつて買い物をしたこと。

また仰せられて、「むかしは人はたいいてい市にいつて買い物をした。道明は妻と同車して、市にいつて買い物をした。市の中に一人の老婆がいて、大納言(のちの官職でいった。このときはまだ大納言になっていなかった)の妻を見て、「あなたは将来必ず大納言の妻になられるでしょう。」といった。次に道明を見て、「大納言の妻になられるのは、この人の力

『江談抄』「大納言道明到市買物事」釈解

でしようか。」といった。」といわれた。

冒頭の「又被_レ命云」は、それ以下を大江匡房が語ったこととして記す、『江談抄』の慣用的な「編集句」^④である。「又」は前の条を受けける語。「命」はおほせと訓み、仰せの義である。この「又被_レ命云」と末尾の「云々」という、二つの慣用的な編集句によって、この条はひとつの話として示されている。

さらに「江談證注」は、「餘説」に次のようにいう。^⑤

むかしはかなりの身分の人でも、自分で市に行つて買ひ物をしたことがわかつて、興味深い。しかし本則の中心は、市中に占いをする老婆がいて、道明が大納言になることを予言したという点にあることはもちろんである。

『江談抄』のこの条は、『水言鈔』一三〇の条と一致する。ただ、『江談抄』の本文において「往代人多到_レ市買_レ物」とあるところ、『水言鈔』には「往代人多到_レ市自買_レ物」と異同がある。^⑥「到市買物」が「自ら」のことであるというのである。『水言鈔』一三〇の条については、植松茂氏・田口和夫氏・後藤昭雄氏・根津義氏校注『古本系江談抄注解』（余言）に次のような見解がある。

この話が道明の若い時のことかどうかはつきりしないが、おそらく道明が大納言になることを予言されたということであろう。町中の市にそういうことを予言する嬸がいたというこ

とが、当時の社会の一面をのぞかせるものとして興味深い。

将来の運命を予言する話は（45）・（46）項にもあったが、この方は家代々の相人であつた。^⑦

道明自らが、市で物を買うことの可能性を、若いという、官位の高くない時期とすることによって見出し出そうとする見解をみることでできよう。「人多到_レ市買_レ物」ということをみとめるにしても、後に大納言にまで昇る道明が、市に自ら物を買ひに行つたすることは容易に受け入れがたいことであるべきであろう。いわば、必ずしも、實際的にそのようなことがあつたとはわかには決しがたいのである。むしろ、事実ではない。たとえそうであつたとしても極めて異例のことであろう。それを「到_レ市買_レ物」という。ここに、この話の本質がかかわつていよう。

『江談證注』の（餘説）、『古本系江談抄注解』の（余言）のいずれもが、嬸の言葉を予言とみることに於いて共通している。そのように解される嬸の言葉に接するためには、道明が自ら市に行つたことにしなくてはならない。

記される出来事は、「往代」のこととして伝えられている。^⑧「江談證注」は、「往代」という語に「過ぎ去つた世。いにしえ。昔。往昔。往古」^⑨という注を付ける。そして「往代」を「むかしは」と口訳している。「往代」の語義がそうであるにしても、過去の時を示

すということだけではすまない。「市」という語そのものが、買物という、都の日常と、隠された都の暗部を顕わすことになる。「市」という語を軸に、話の根幹がある。

ここに、都における地名について、廣川勝美先生の次のような創見がある。

重層的な都の地名は都そのものの重層性を現わしている。^⑩

この視座に基づいて考えを進めると、東西の市もまた、都の地名であるにとらえ直せよう、そして、市という語に重層性をみとめる、ということが許されよう。『江談抄』における市という語は、語そのものに重層性をみとるときに、都の重層性を表す語としてみえてくる。

「往代」という、時間的な相を示す語と、「市」という、空間的な相を示す語とに注目することで、『江談抄』「大納言道明、到市買物事」の釈解を試みたい。

(二) 「往代」という語

『江談抄』における「往代」とは何か。「往代」という語は、『江談抄』一六に、例をみいだすことができる。

往代、御馬御覽之日。馬助以上參上云々。又被_レ命云。忠文民部卿、為_レ助之時。延喜聖主御馬御覽之日、參_二入自_一瀧口陣

『江談抄』「大納言道明到市買物事」釈解

方、伺_二候東庭_一。于時北下也。要駕御馬二疋。忽以相沛艾、無_レ人_二範當_一「副イ」。忠文自進出取_二放之_一。事畢、退出之間。寮御馬部宿老者一人、偷語云。阿波禮葉江、奈幾與加奈。先朝乃御時奈良末之加波云々。主上聞_二食此事_一、令_レ恥給云々。
 (一六「御馬御覽日、馬助以上可_二參上_一事」。「一」は注記を示す。また、私に読点をうつ。以下同様)

この例においては、「往代」と「云々」という編集句が用いられている。ここでの「往代」は、後に続く話にある「延喜聖主」という表現から延喜の代であることが知られる。ただし、これは「往代」においての「御馬御覽之日。馬助以上參上」という行事についての事例をあげるのであって、「延喜聖主」は行事の主事者であることを示すものである。

この例にみられる「往代」とは異なつて、『江談抄』には、延喜の代を特定する語句が別にみとめられる。

① 被_レ命云。延長末「延喜廿」。貞信公「忠平」、以小野宮殿「実頼」加級事、被_レ申_二延喜聖主_一。主上不_二具許_一。

(一)「依_レ無_二中納言例_一、不_レ行_二叙位_一事。」

② 而延喜聖主十四歳之時「昌泰元」。被_レ立_二件使_一。西日御衰日也。(四「八十嶋祭日、可_レ避_二主上御衰日_一事。」)

③ 又談曰。延喜之比。上達部時服、不_レ好_二美麗_一。

(七七)「延喜之比、以束帛一具、經西三年事。」

④ 答云。玄象牧場者、延喜聖主御琵琶歟。件御時。琵琶上手玄上ト云ノアリ云々。(一五三「玄象牧場本縁事。」)

「往代」という語は、このような特定の天皇の御代を表す語とは、必ずしも同じではない。

「往代」という語をとらえる上で、次の論文に教示されるところが多い。神尾登喜子氏は、「常陸風土記」の伝承の編集の方法として、『続日本紀』和銅六年五月甲子の条にみえる「山川原野名号所由又古老相伝旧聞異事」の「古老相伝旧聞異事」に注目される。

「古老相伝旧聞異事」を中心にしていと認められる『常陸風土記』は「古老曰」という字句によって導かれる記事の中に山川原野の名称の由来に関する伝承を載せる。『常陸風土記』では、「古老曰」とすることに於いて、「山川原野名号所由」と「古老相伝旧聞異事」とを一括的に編集していることは明らかである。^①

といわれる。そして、むしろ、官命を「山川原野名号所由又古老相伝旧聞異事」という一項目のものとして捉えることで、「古老曰」が、山川原野の名称の由来についての伝承に関する編集句であるという見方が可能となる。

といわれる(同)。ここに「古老曰」についての新しいとらえかたが示されている。

このような研究の成果に導かれて、いま『江談抄』の表現として「往代」という語をとらえなおしたときに、「往代」は、出来事を事実としてではなく、伝承として提示する語であるといえよう。道明が実在の人物であることから導き出されるような、事実としての特定の時代をいうのではない。道明が市に買物に行くということを保証する。「往代」という語によって、道明が市にでかけるということを、伝承として保証するのである。その意味で、「往代」という語は、『江談抄』の方法そのものにかかわる。

(三) 「市」という語

「市」という語は、語そのものに重層性をもつ。

まず、「市」の法制上の規定は、『延喜式』卷四十二「左右京職東西市司」にみられる。市司は左右京職に属する。東市に五十一の麿、西市に三十の麿が決められている。『関市令』には、

凡市。恒以午時集。日入前。擊鼓三度散。〔毎度各九下。〕^②
 という。これによれば、市の開かれる時刻以外、市は閉ざされている。限られた時間内で取り引きがなされるのである。

「市」について、交易に関するものとは別の規定がある。

凡決「罰罪人」者。官人與「使相」對樓前「罰」之。

〔延喜式〕「左右京職東西市司」

と、市の樓前における決罰の規定がみえる。¹⁴

凡決「死囚」者。省預移「送彈正衛門」。其日會「集市司南門」。

〔略〕〔延喜式〕卷二十九「刑部省」

他に、『西宮記』卷二十一「於市行事」にも、市の樓前の決罰の次第がみえる。¹⁵

【獄令】には、

凡決「大辟罪」。皆於「市」¹⁷。

とある。これによれば、市は刑の執行される場所として規定されている。

市で決罰のおこなわれた例は次のようなものである。

己丑。禁「外從五位下小野朝臣東人」下「平城獄」。

〔続日本紀〕天平十三年三月八日。七四一年¹⁸

庚寅。東西両市決杖各五十。配「流伊豆三嶋」。(同年同月九日)

広嗣の乱に加わった者のひとりとして、小野朝臣東人は平城の獄に入れられ、平城京の東西市で処罰されている。

このように「市」は、制度的には、交易と決罰という機能性をもつのである。

【江談抄】「大納言道明到市買物事」釈解

さらに、都の災厄を除くために、決罰の他に雨乞も市で行われる。

「市」に、都の重層性が顕在化する。市は天皇の統治の仕組みに触れ、都の根幹にかかわる。「市」という語を、そのような都の統治の仕組みを担う、重層的な語ととらえることができる。

市における祈雨の事例は次のようなものである。

丙子。太政官奏。比日亢旱。田園燠卷。雖「久」霽「祈」。未「蒙」嘉

澍。「請遣」京畿内淨行僧等「祈」雨。及罷「出」市廛。「開」塞「南門」。奏可之。

〔続日本紀〕慶雲二年六月廿七日の条、七〇五年)

そのときに、「罷出市廛、開塞南門」という処置が行われた。このことについて、

市廛の廛は市で品物を売る店。市には品物ごとの廛が立つ。それを出さないこと。市場を他所に移して市の門を閉じ、人を入れないで行う祈雨祭は中国式のもので、後漢書礼儀志にみえる。皇極元年七月紀にも「或頻移市」す祈雨祭がみえる。¹⁹

という指摘がある。市を移して、祈雨を行う儀礼は、すでに『日本書紀』皇極元年七月二十五日に事例があり、古く中国に淵源をもつ。

(四) 嫗という語

「市中有一嫗」とある。嫗は、道明の妻が大納言の妻になると

いう。その言葉は「君必為大納言妻」「此人之力歎」というものである。

「歎」という語は、「江談抄」の中で、相人の観相の言葉に用いられている。

① 一條左大臣、年少之時。故乎中納言時望、到。其父式部卿敦実親王召出雅信。令時望相之。時望相云。必至從一位左大臣歎。

(七四「平中納言時望、相一條左大臣「雅信」事。)

② 又惟仲中納言。其母讚岐国人也。珍材為讚岐介之時、所生子也。而去任之後、尋來珍材。召人、相之云。汝必至大納言歎。(七五「平家、自往昔為相人事。)

この二例は、いずれも相人の言葉が「必」を伴って「歎」で結ばれている。「歎」は、疑問を呈するというよりも、より強い調子を表すとみることができる。

もう一つ参照できる例がある。

③ 匡衡申云。皇子可令出来給上之徴也。犬ノ字ハ。是點ヲ大ノ字ノ下ニ付ハ太ノ字也。上ニ付レハ天ノ字也。以レ之、謂レ之。皇子可出来給。サテ立太子。次ニ至天子給歎。

(五八「上東門院御帳内、犬出来事」)

この例は相人の観相の言葉ではない。「一条院女御」の帳内に「犬

子」の侵入しているのを、「皇子」誕生の「徴」であると答えた。そのとき、「至天子給歎」という。これは、観相の言葉でないにしても、匡衡が犬という字を「私」に「勘」じた言葉である。将来の運命をいうのに強意の助辞として、「歎」は文末に置かれておりとみることができる。

姫が道明の妻に投げかけた「此人之力歎」という言葉もまた、強い確信のこめられた表現とみられよう。「此人之力歎」は、大納言の妻になるのは、この人の力である、と確信した言葉である。この人の力であると確信をもって指摘する。それが予言であることは、なによって保証されているのか。たしかに大納言とその妻になっていることよって確信は実現したことは理解できる。それを予言の成就とみることとはどのような根拠からか。姫もまた観相の能力をもつのか。時望、珍材などは、観相において名のある人である。無名の姫が、観相の能力をもつことがみとめられるのは、まさに市という場においてである。

「市」の重層性を語る伝承が、紀長谷雄の漢詩、「本朝文粹」の「白箸翁」にみえる。

貞観之末、有老父。不知何人、亦不得姓名。常遊市中、以売白箸為業。時人号白箸翁^①。

「時人号白箸翁」とある。神尾氏の論に説くように「古老曰」は、

「地誌の慣用的表現」であつて「実態的な古老」ではない。それと同じく、「時人」も実態的な存在ではない。ここにみえる「時人」は「貞観之末」の代の人をいうとみえて、そうではない。「時人号」ということによつて、「白箸翁」が提示される。存在をたち頭わすという点で、「時人号」という語も、「往代」と同じ性質をもつ編集句であるといえる。

この伝承において、「白箸翁」は「常自言七十」という。そうではなくきわめて高齢であることを「売レト者」が述べる。

時市楼下、有_二売レト者_一、年可_二八十_一。密語_レ人曰、吾嘗_レ爲_二児童_一之時、見_レ此翁於路中_一。衣服容貌、与_レ今無_レ異。聞者怪_レ之。疑其百余歳人。

「密語_レ人曰」とある。市に在る人に対してである。聞く者は怪しんだが、それは真実である。それは、市楼の下で、トを売る者の言葉だからである。児童のとき白箸翁をみた売ト者もまた高齢である。「時市楼下、売レト者」とある。その言葉が真実であるということにおいて成り立つのがこの伝承である。それを「時人号」という編集句によつて梓づけられているのである。

中国においても、売ト者が市に在ることは、大曾根章介氏・金原理氏・後藤昭雄氏校注『本朝文粹』が指摘するところである。すなわち、皇甫撰「高士伝」「嚴遵」の「隠居不_レ仕、常売_二ト於成都

市_一」を引く。『高士伝』「嚴遵」は『太平御覽』によると、

皇甫士安高士傳曰、嚴遵、字君平、蜀人。常賣_二ト成都市_一。日得_二百錢_一、以自給。ト訖則閉_二肆下簾_一、以著_レ書爲_レ事、楊雄少從_レ之、遊數稱_二其德_一、李強爲_二益州牧_一。喜曰、吾得_二君平_一、爲_二從事足_一矣。雄曰、君可_レ備_二禮與相_一、見_レ其人、不_レ可_レ屈也。王鳳請_レ交、不_レ許。歎曰、益我貨者、損_レ我神生、我名者、殺_二我身_一、故不_レ仕。時人服_レ之。

とある。「皇甫」は「皇甫謐」、晋の学者、「高士伝」の著者である。字は「士安」。「成都」は四川省の都市。「高士伝」は、「常賣_二ト成都市_一」ところの嚴遵を、世を逃れ隠れ住む隱逸、「逸民」の一人とする。

『江談抄』の姫もまた、売ト者でないにしても、常に市に在る人とみることができよう。そのことにおいて、観相する者とされる。「市中有_二二姫_一」という語句がその一切を言い表わしているのである。というよりも、この語句によつて姫の言葉が真実とされるのである。姫の言葉は、嚴密な意味で予言ではない。姫の言葉が、「白箸翁」にいう「満市之人」の輪の中で発せられたことにおいて、未來を予見するものとなりえたといえよう。

(五) おわりに

『江談抄』「大納言道明到市買物事」において、「往代」と「市」という二つの語は、この話を読み解く鍵である。「往代」という語によって、道明が市に到り物を買うことと、予言の真実とが保証されている。道明がまず買物を目的とした市で、おもいがけず姫の言葉を得る。それは実は、「市」という語のもつ重層性に支えられた言葉である。「市」は、都の重層性を担う語である。『江談抄』は、都の重層性を、市における姫の言葉として示す。市そのものが伝承そのものとなって表現されている。「往代」という語と、「市」という語と、二つの語によって「大納言道明到市買物事」は成り立っているということが出来る。そのことはひいては言談の方法そのものにかかわってこよう。

注

- ① 『江談抄』各条の番号は、川口久雄氏・奈良正一氏校注『江談證注』勉誠社、一九八四年、による。底本は板本群書類従。以下、番号はこれによる。
- ② 『群書類従』続群書類従完成会、一九七八年、第二七輯五七五頁。以下、『江談抄』の本文の引用はこれによる。
- ③ 注①に同じ、四四六―四四七頁。
- ④ 廣川勝美先生「ものがたりの古層」『ものがたり研究序説』桜楓社、一九八五年、四八頁。
- ⑤ 注①に同じ、『江談證注』一一九(餘説)、四四七頁。
- ⑥ 『古本系江談抄注解』「水言鈔」による。「水言鈔」本文に題はないが、『水言鈔』巻頭の目録には「古人到来市買物」とある。「来」は見せ消ち(橋本進吉氏編『醍醐寺藏 水言鈔』複製、古典保存会、第一期八卷、一九二五年)。橋本氏は、『江談抄』の「異本」で「流布本に比して遙かに原本に近きもの」(上記、橋本氏「醍醐寺藏 水言鈔」解説)と評価された。これに対して益田勝美氏は「水言鈔」が『江談抄』の古態かどうかは問題とされている(『江談抄』の古態『日本文学誌要』一五号、一九六六年六月)。また最近、甲田利雄氏も「この系統の江談抄の根本ではなく、水言鈔は轉寫本であらう」とされている(『校本江談抄とその研究』下巻九頁、続群書類従完成会、一九八八年)。
- ⑦ 『古本系江談抄注解』「水言鈔」二三〇(余言)、一七二頁。『水言鈔』の「45」・「46」項はそれぞれ『江談抄』の「平中納言時望、相一条左大臣」「雅信」事(七四)、「平家自」往昔「為」相人「事」(七五)とほぼ同文である。
- ⑧ 本文「往代人」は、「往代ノ人」と訓むか、「往代、人」と訓むかにつ

いて、「古本系江談抄注解」「水言鈔」では（通釈）において「昔の人は」と口訳している（武蔵野書院、一九七八年、一七一頁。「江談抄」のようないわゆる変体漢文の表記において、明らかに「之」の字を伴う場合とそうでない場合との差異はあるが、今、「江談抄注」に従って「往代、人」と訓む。他に、四〇一「唐人感・兔裘賦一事。」に、「此國ニモ往代人ノ作タリセハ。」という例がある。これは「江談抄注」の訓読のとおり「往代人」と訓む（二二六頁）のが適切であろう。

⑨ 注①に同じ、「江談抄注」一六「御馬御覽日馬助以上可參上事」（語釈）、五八頁。

⑩ 廣川勝美先生「まえがき」、南波浩先生編・廣川勝美先生編集「源氏物語 地名と方法」桜楓社、一九九〇年。

⑪ 神尾登喜子氏「常陸風土記」地名起源伝承考」「同志社国文学」第三三号、一九九〇年三月。

⑫ 「延喜式」後編「左右京職 東西市司」黒板勝美氏編、国史大系、吉川弘文館、一九七四年、九二七頁。以下「延喜式」の引用はこれによる。

⑬ 井上光貞氏・関晃氏・土田直鎮氏・青木和夫氏校注「律令」日本思想大系、岩波書店、一九七六年。「関市令」、四四三頁。以下「律令」の引用はこれによる。

⑭ 注⑫に同じ。

⑮ 注⑫に同じ、「刑部省」、七三三頁。

⑯ 「西宮記」卷二十一「於市行事」、「新訂増補 故実叢書」、吉川弘文館、一九五二年、三三七頁。私に読点をうつ。

⑰ 注⑬に同じ、「獄令」四五六頁。

⑱ 「統日本紀」黒板勝美氏編、国史大系、吉川弘文館。以下「統日本紀」の引用はこれによる。

⑲ 青木和夫氏・稲岡耕二氏・笹山晴生氏・白藤禮幸氏校注「統日本紀」

新日本古典文学大系、岩波書店、一九八九年、一卷八八頁注三。

⑳ 大曾根章介氏・金原理氏・後藤昭雄氏校注「本朝文粹」九卷「詩序」、紀長谷雄の漢詩「白著翁」新日本古典文学大系、岩波書店、一九九二年、二七二頁。

㉑ 注①に同じ。

㉒ 注⑫に同じ、五八頁、注一一。

㉓ 「太平御覽」卷第五百九、「逸民部 九」、第四卷二四四七頁。なお、私に返り点を打つ。「訓點本 四庫提要」（汲古書院、一九八九年、史部三、五〇頁）によると、「蓋御覽久無善本、傳刻偶々脱也」とする。